

## 定期報告書

西暦

年 月 日

都道府県知事

殿

※一部都道府県において、システムで読み取るため「農場名」「郵便番号」「住所」「電子メール」「電話番号」「FAX」「氏名」の記載を誤った場合は、下の「※訂正欄」に正しい内容を記載してください。

※本報告に関わる記載方法は「定期報告書の記載上の注意」にまとめていますので、そちらをご覧ください。

経営体ID												
農場ID												
農場名												
農場名 ※訂正欄												
郵便番号	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	
農場住所	都道府県					市区町村郡						
	市区町村郡以降											
郵便番号 ※訂正欄	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	
農場住所 ※訂正欄	都道府県					市区町村郡						
	市区町村郡以降											
電子メール												
電子メール ※訂正欄												
(電話番号)	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	※ハイフンなし左詰めで記入
(電話番号) ※訂正欄	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	-	電話番号	※ハイフンなし左詰めで記入
(FAX)	FAX	-	FAX	-	FAX	-	FAX	-	FAX	-	FAX	※ハイフンなし左詰めで記入
(FAX) ※訂正欄	FAX	-	FAX	-	FAX	-	FAX	-	FAX	-	FAX	※ハイフンなし左詰めで記入

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

フリガナ												
家畜の所有者の氏名												
フリガナ ※訂正欄												
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄												
家畜の所有者の住所	郵便番号	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号
	都道府県					市区町村郡						
	市区町村郡以降											
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号	-	郵便番号
	都道府県					市区町村郡						
	市区町村郡以降											

飼養衛生管理者	<input type="checkbox"/> 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要							
フリガナ								
飼養衛生管理者の氏名								
フリガナ ※訂正欄								
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄								
飼養衛生管理者の住所	郵便番号							
	都道府県				市区町村郡			
	市区町村郡以降							
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号							
	都道府県				市区町村郡			
	市区町村郡以降							
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール							
	電子メール ※訂正欄							
	携帯電話番号							
	携帯電話番号 ※訂正欄							
	(電話番号)							
	(電話番号) ※訂正欄							
	(FAX)							
	(FAX) ※訂正欄							

乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
	頭	頭	頭		
肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	頭	
肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	頭	
肉用繁殖牛	成牛 (雄)	成牛 (雌)	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	頭	
家畜の種類及び頭羽数	繁殖豚			肥育豚 (子豚を除く。)	子豚
	雄豚	雌豚	育成豚		
	頭	頭	頭	頭	頭
鶏	採卵鶏		肉用鶏		
	成鶏	育成鶏			
	羽	羽	羽		
馬その他	馬	水牛	鹿	めん羊	山羊
	頭	頭	頭	頭	頭
	いのしし	うずら	あひる	きじ	エミュー
	頭	羽	羽	羽	羽
	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥		
	羽	羽	羽		
畜舎等の数		畜舎	ふ卵舎		
		舍	舍		

## 1-2. その他の飼養衛生管理者

フリガナ												
飼養衛生管理者の氏名												
フリガナ ※訂正欄												
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄												
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	.....	-	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....		
	都道府県				市区町村郡							
	市区町村郡以降											
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号	.....	-	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....		
	都道府県				市区町村郡							
	市区町村郡以降											
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール											
	電子メール ※訂正欄											
	携帯電話番号	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	※ハイフンなし左詰めで記入
	携帯電話番号 ※訂正欄	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号)	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	※ハイフンなし左詰めで記入
	(電話番号) ※訂正欄	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX)	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	※ハイフンなし左詰めで記入
	(FAX) ※訂正欄	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	※ハイフンなし左詰めで記入
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号	.....	-	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	
	都道府県				市区町村郡							
	市区町村郡以降											
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号	.....	-	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	
	都道府県				市区町村郡							
	市区町村郡以降											

## 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

### (4) 馬の場合

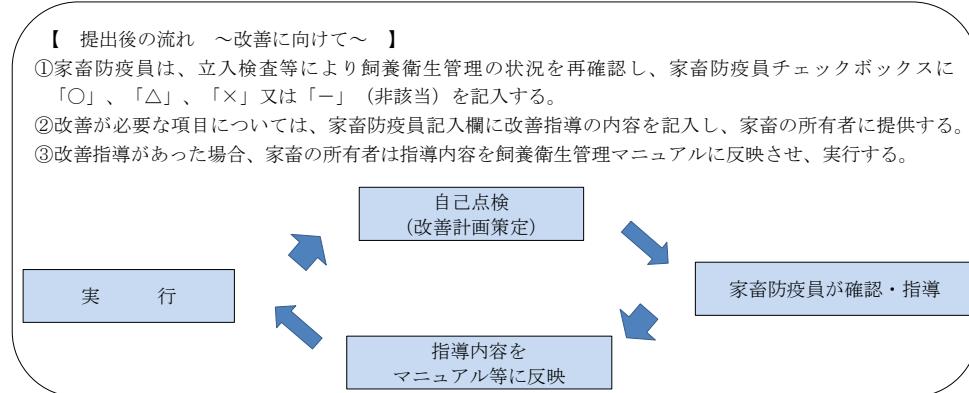
#### ※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から22までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
- ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

#### 【評価基準の目安】

できている：項目の内容が遵守できている場合

一部できている：できている項目とできていない項目が両方ある場合



#### ●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全22項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のI～IVに体系化しながら、分類している。

I 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～7】

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目8～12】

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目13～18】

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目19～22】

#### 【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	厩舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	8、9、10	19			13、14
物品	車両、重機	11	20			15
	器具、機材	12	21	15	15	15
	飼料、飼料	17				17
	ねずみ、たぬき			18	16、17	16、17
野生動物	野鳥				18、17	16、17
	はえ、ダニ				16	16
飼養環境	土壤、粉塵			18	18	18
馬	死体、排せつ物		7		16	16
	馬	7	7、22			7、22

農場名 :

回答記入例

 できている  一部できている  できていない

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

馬\_2

家畜防疫員  
チェック  
ボックス

## I 家畜防疫に関する基本的事項

## 1 馬の所有者の責務

①関係法令を遵守している。

〈関係法令の例〉

- ・家畜伝染病予防法
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・獣医師法
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・化製場等に関する法律
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

 できている 一部できている できていない

②農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。

〈協力者の例〉

- ・地域の他の馬の所有者（飼養衛生管理者）
- ・都道府県
- ・市町村
- ・関係団体
- ・地域自衛防疫団体

 できている 一部できている できていない

③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。

 該当しない できている 一部できている できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認するとともに、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。

〈情報の把握方法例〉

- ・メール
- ・広報誌
- ・FAX
- ・ウェブサイト

 できている 一部できている できていない

②家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。

 できている 一部できている できていない

③家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。

 できている 一部できている できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。

※飼養衛生管理マニュアルの必要事項

- （1）従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- （2）海外渡航時及び帰国後の注意事項
- （3）海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- （4）衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の最新の防疫体制を確認できる平面図
- （5）農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- （6）可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- （7）持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- （8）野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- （9）手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付

 できている 一部できている できていない

②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。

 できている 一部できている できていない

③馬の伝染性疾病的発生の予防及び蔓延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。

 できている 一部できている できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 4 記録の作成及び保管

以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

①衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。） ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。 ※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確實に記録させている。			
③（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
④（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
⑤・導入、出荷又は移動を行った馬の種類、頭数、健康状態 ・導入元、出荷先、移動先の農場等の名称 ・導入、出荷、移動の年月日	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
⑥飼養する馬の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
⑦家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 5 獣医師等の健康管理指導

●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する馬の健康管理について指導を受けている。 ※診療施設に家畜保健衛生所を含む	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

担当の獣医師の氏名	
担当の診療施設の名称	

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 6 衛生管理区域の設定

①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 〈衛生管理区域境界の明確化方法例〉 ・消石灰帯　・柵　・ロープ　・三角コーン　・垣根（プランター）	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※厩舎の他に、飼料給与、清掃、馬の出荷及び死亡馬の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③出入口の数を必要最小限とし、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

7 飼養する馬の健康観察				
①毎日、飼養する馬の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
②他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾患の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等を行い、健康な馬を導入している。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③導入した馬が伝染病を疑う異状を示さないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにしている。 (隔離方法の例) ・隔離厩舎 ・隔離畜房	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
④馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止				
8 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限				
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（競馬場、乗馬施設等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 措置の内容				
□ 門 □ ロープ □ 立入禁止看板の設置 □ その他： ( )	【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			
9 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置				
●当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（※）又は過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者等は除く。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
10 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等				
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 消毒設備				
□ 設置されたスプレー □ 衛生管理区域専用の手袋の着用 □ その他： ( )	【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			
19 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等 (IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止)				
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください 消毒設備				
□ 項目10と同じ □ 設置されたスプレー □ 衛生管理区域専用の手袋の着用 □ その他： ( )	【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			

## 11 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。  
※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。

該当しない  できている  一部できている  できていない

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください  
消毒設備

ゲート式車両消毒装置  プール式車両消毒装置  動力噴霧器  蓄圧式噴霧器

消石灰帯（幅： m）

その他： ( )

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 20 衛生管理区域から退出する車両の消毒（IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止）

●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。  
※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。

該当しない  できている  一部できている  できていない

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください  
消毒設備

項目11と同じ  ゲート式車両消毒装置  プール式車両消毒装置  動力噴霧器  蓄圧式噴霧器

消石灰帯（幅： m）

その他： ( )

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 12 他の馬の飼養施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

●他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品及び過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。

※他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。

※過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴をやむを得ず持ち込む場合に必要な措置については飼養衛生管理マニュアルに記載する。

できている  一部できている

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

## 13 犀舎に立ち入る者の手指消毒等

●犀舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、犀舎に入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。

（消毒設備の例）

・設置されたスプレー ・犀舎専用の手袋の着用

（「該当しない」場合の例）

畜舎と飼養衛生管理区域が同じ場合

該当しない  できている  一部できている  できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 14 犀舎の入口における靴の交換又は消毒

①犀舎ごとの専用の靴を設置し、犀舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。

（着用又は消毒設備の例）

靴： 専用靴、ブーツカバー、（消毒の場合）踏込消毒槽

できている  一部できている  できていない

②靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。

できている  一部できている  できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 15 器具の定期的な清掃又は消毒等

●飼養管理に使用する器具は厩舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にしている。

できている  一部できている  できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 16 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

●馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。

【記入欄】

死体の保管場所の対策

死体の処理

化製処理

その他： ( )

死体の保管

<input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> 屋内保管	<input type="checkbox"/> 隙間なし <input type="checkbox"/> 隙間あり	対策	
<input type="checkbox"/> コンテナ			
<input type="checkbox"/> 蓋付容器			
<input type="checkbox"/> ネット	網目 <input type="checkbox"/> 破損なし <input type="checkbox"/> 破損あり	対策	
<input type="checkbox"/> ブルーシート			
<input type="checkbox"/> その他			

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 17 給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止

①厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。

できている  一部できている  できていない

②飼養する馬には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。

できている  一部できている  できていない

【記入欄】

使用している飲用水

<input type="checkbox"/> 水道水			
<input type="checkbox"/> 井戸水	異物混入	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
<input type="checkbox"/> 溝水	異物混入	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
<input type="checkbox"/> その他			

水質検査

実施していない  実施している ( 回/年 )  検査不要

飲水消毒

実施していない  実施している  消毒不要

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 18 衛生管理区域内の整理整頓、厩舎等施設の清掃及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が残存しないようするため、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに厩舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行うとともに、敷地及び厩舎等の施設を定期的に消毒している。

できている  一部できている  できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

## 21 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

●衛生管理区域から、馬の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じているとともに、馬の死体又は排せつ物を持ち出すにあっては、漏出が生じないようにすること。

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

## 漏出防止方法（死体）

屋根付きトラック  蓋付き容器  ブルーシート

その他：（ ）

## 漏出防止方法（排せつ物）

蓋付き容器  ブルーシート

その他：（ ）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 22 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。

①馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けていい。

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行なっていない。

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

③（当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

④（飼養する馬にその他の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。

<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

## 確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：\_\_\_\_\_

## 確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：\_\_\_\_\_